

長崎県の最低工賃

家内労働者(内職者)と、委託者(家内労働者に業務を委託する者)との間のルールを定めているものが**家内労働法**です。

家内労働法に基づき、長崎県には現在3件の最低工賃(下表)が設定されています。

最低工賃は、長崎地方労働審議会(平成13年9月末日までは長崎地方最低賃金審議会)の審議を経て、長崎労働局長が決定します。

1 長崎県和服裁縫業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で、**和服裁縫業**に係る手縫いの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額

(4) 効力発生の日

平成14年1月1日

品 目		規 格		金 額	
		生 地	仕立て方		
女 の	振りそで	絹	あわせ	25,000 円	
	留めそで		比翼あわせ	27,400 円	
	訪問着		あわせ	18,000 円	
	長着			14,200 円	
	羽織	ウール	ひとえ	7,500 円	
	も	長じゅばん	絹	あわせ	11,000 円
			合成繊維	無双ひとえ	8,500 円
		喪服	絹	あわせ	15,000 円
		名古屋帯		8寸まつり	4,300 円
	9寸しん入れ			4,800 円	
袋帯	しん入れ	4,800 円			
浴衣	木綿	ひとえ	5,800 円		
道行コート	絹	あわせ	16,000 円		
雨コート		ひとえ	16,700 円		
男 も の	アンサンブル	大島又はつむぎ	あわせ	26,400 円	
		ウール	ひとえ	16,000 円	

2 長崎県男子既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の()内の長さは1枚分の標準的な長さであるので、作業を行う長さが異なる場合は、金額欄の金額に作業を行う長さの標準的な長さに対する比率を乗じて得た金額とする。

(4) 効力発生の日

平成13年4月1日

品目	工 程	規 格	金 額
背	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル)につき 26 円
	下襟からげまつり	9針以上のもの	1枚(10センチメートル)につき 18 円
	肩裏まつり		1枚(17センチメートル×2)につき 25 円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 102 円
広	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(30センチメートル×2)につき 37 円
	身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(70センチメートル×2)につき 52 円
上	身返し7ミリメートル星入れ	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(45センチメートル×2)につき 43 円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(32センチメートル×2)につき 38 円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき 12 円
衣	わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(55センチメートル×2)につき 41 円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(3センチメートル)につき 13 円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル×2)につき 31 円
ズ	腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1本につき 28 円
	腰裏かんぬき止め	8か所に行うもの	1本につき 18 円
ボ	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1本につき 10 円
	前立まつり	針目が3センチメートル間隔に	1本につき 10 円
ン	天ぐ裏まつり	6針以上のもの	1本につき 10 円
	小またちどり		1本につき 10 円
	内またちどり		1本につき 12 円
	尻縫目ちどり		1本につき 12 円

3 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

(4) 効力発生の日 平成13年4月1日

品目	工程	規格	金額	
上 衣	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 10円	
	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上のもの	10センチメートル につき 11円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	力ボタン付き	1個につき 13円
			力ボタンなし	1個につき 10円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
		既製ループ付け		1か所につき 5円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上のもの	10センチメートル につき 12円	
	そで口裏まつり		10センチメートル につき 11円	
	肩パット付け	部分止め		1組につき 21円
肩線止め			1組につき 11円	
糸くず取り		1枚につき 16円		
ブラウス	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 7円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13円	
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8円	
	肩パット付け		1組につき 13円	
	糸くず取り		1枚につき 13円	
スカート 及び スラックス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円	
	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	力ボタン付き	1個につき 10円
			力ボタンなし	1個につき 8円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
	ベント止め	×印しつけ止め		1か所につき 6円
	プリーツしつけ		1か所につき 6円	
糸くず取り		1枚につき 14円		